平成２８年（フ）第２１９号
兵庫県明石市野々上１丁目14番地の３　シティコート西明石105号、前住所兵庫県明石市大久保町駅前２丁目６番地の９　グリーンコーポＭ＆Ｃ303号
破産者　山田　典生
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２６１号
兵庫県明石市大久保町江井島89番地の９、前住所神戸市兵庫区七宮町２丁目３番３－1103号
破産者　新井　正成
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２８３号
兵庫県明石市朝霧町３丁目４番12号　田中ハイツ101、前住所兵庫県明石市相生町２丁目２番30号
破産者　内藤冨美代
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
香川県観音寺市室本町1124番地２
破産者　蔦原　晃平
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第６３号
北九州市小倉北区東篠崎３丁目２番１－307号
破産者　大嶌　洋海
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６５号
福岡県田川市大字伊加利1947番地１　中央団地３区　４－３－２
破産者　山口　俊次
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第１２５号
鹿児島県霧島市隼人町住吉51番地65　サチールＫ101号
破産者　尾田　祐樹
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１５１号
静岡県沼津市蛇松町29番地の３
破産者　坂倉　嘉仁
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１５２号
静岡県沼津市蛇松町29番地の３
破産者　坂倉　京子
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１５３号
静岡県沼津市蛇松町29番地の３
破産者　坂倉　立子
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４５０号
静岡県御殿場市二枚橋157番地の１　二枚橋団地Ｂ202
破産者　深山キミ子
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３８号
山形県酒田市本楯字地正免22番地
破産者　今井　悦子
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第１３９４号
さいたま市北区植竹町２丁目85番地　植竹団地２－101
破産者　池田　次男
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５４２号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮６丁目17番地16　Ｒｅｇａｌｏ　Ｉ　203号室、破産手続開始時の住所埼玉県桶川市大字川田谷4764番地の12
破産者　松本　賢二
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５６８号
埼玉県北本市本町１丁目90番地１　ニューエルディム伊藤Ａ－102
破産者　山口　義昭
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６１５号
埼玉県新座市大和田１丁目21番８号
破産者　割石真由美
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６２４号
埼玉県川口市榛松３丁目42番57号
破産者　佐藤　新也
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６２９号
さいたま市北区本郷町1027番地７　本郷の杜ラウン　205、旧住所さいたま市北区宮原町２丁目131番地25　トップ東宮原106
破産者　田島慎太郎
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

第明治三十五種郵便物認可